

## 6 子どもの医療

### ① 子どもの医療に関する支援

#### 小児科特殊外来

疾病の種類によって、専門医による診療や、長期的な治療が必要な場合など、下記の外来への受診をすすめられることがあります。

種 類	診 療 時 間
発育外来（当院出生の1ヶ月児が対象） （他院より紹介の1ヶ月児）	毎週月曜日 12:00～
アレルギー外来	毎月第1金曜日 9:30～14:30
神経外来	毎月第2火曜日 9:30～14:30
心臓外来	毎月第4木曜日 9:30～14:30
心療・発達外来	毎月第2木曜日 9:30～ 金曜日 9:00～14:30
慢性外来	水曜日を除いた午後（予約）

※はじめに一般外来で受診し、予約をする必要があります。かかりつけ医がある場合はかかりつけ医の紹介状が必要です。

※心臓外来・神経外来・アレルギー外来・心療発達外来については、非常勤医師の診察となるため、天候その他により日時を変更する場合があります。

●問い合わせ先：五島中央病院 ☎72 - 3181

#### 小児慢性特定疾病医療費助成

長期にわたる療養を必要とする小児慢性特定疾病に罹患している児童に対し、治療の普及促進を図り、医療費を援助します。

- 対象：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患にかかっている18歳未満の児童。ただし、引き続き治療が必要な場合は20歳到達まで。
- 期間：1年間（最初に到達する7月31日まで）継続あり
- 自己負担：世帯の市民税額に応じて月額上限額が設定されます。
- 問い合わせ先：五島保健所 企画保健課 ☎72 - 3125

#### 未熟児養育医療の給付

未熟児であって、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた乳児に対する養育医療費を給付します。

- 対象：未熟児であって、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた乳児
- 期間：当該治療の開始から終了の日まで
- 自己負担：未熟児の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額上限額が設定されます。
- 問い合わせ先：国保健康政策課 総務班 ☎74 - 5831

#### 育成医療の給付

身体に障がいのある児童で手術等を受けることにより、ほぼ正常と変わらない機能に回復できる疾病に対する医療費の公費負担制度です。

- 対象：身体上の障がいを有する児童または既存する疾患が、これを放置すると同程度の障がいを残すと認められる児童であって、確実なる治療効果が期待しうるもの。
  - 期間：治療開始日から最長1年以内（歯科矯正の場合継続あり）
  - 自己負担：所得等に応じて月額上限額が設定されます。
  - 申請窓口：社会福祉課 障がい福祉班
- ※原則として治療開始前の申請が必要。
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

#### 未熟児訪問指導

届出を受けて、市の保健師が家庭訪問し、発育状況、母親の産後の健康状態、子育ての状況の確認や母子保健サービスの紹介等を行います。

- 対象：未熟児とその保護者
- 費用：無料
- 問い合わせ先：国保健康政策課 総務班 ☎74 - 5831

① 子どもの医療に関する支援（続き）

### 乳幼児福祉医療

医療機関を受診した際に、自己負担しなければならない費用（一部負担金）について、その一部または全額を助成します。

※健康保険等により支給される高額医療費および附加給付金がある場合、その額を控除した額が助成の対象となります。

※健康保険が適用されない予防接種、文書料金、入院の際の食事代や部屋代などは助成の対象となりません。

●対象者：入・通院とも6歳に達する日以降、最初の3月31日まで（小学校就学前まで）

●自己負担額 医療、歯科、院内薬局：医療機関ごとに1日につき800円、月1,600円まで

（※3歳未満の時間内診療分については自己負担はありません）

院外薬局：自己負担なし

●助成額：一部負担金の額から自己負担額を差し引いた額。

●支給方法 現物給付：医療機関では自己負担分のみを支払い、福祉医療助成金は医療機関が市へ請求します。

償還払い：医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合は、こども未来課窓口にて備え付けてある福祉医療費支給申請書に必要事項を記入のうえ、領収書を添付してこども未来課窓口、各支所窓口班、または各出張所の窓口へ提出してください。（申請書は一人につき1枚必要です）後日、登録された口座へ振り込まれます。

※現物給付が受けられるのは、長崎県と協定を締結した医療機関です。

※受給者証を窓口で提示しなかった場合、償還払いとなります。

●手続き：

①認定申請に必要なもの

- ・乳幼児の氏名が記載されている保険証（国保の場合は不要です）
- ・振込先の通帳（保護者名義のもの）

②保険証の変更や住所、氏名変更等があった場合は届出が必要です。

③医療費の支給申請に必要なもの

- ・領収書

●資格開始日：出生日または転入日からとなります。

●問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74 - 5831

### こども福祉医療

医療機関を受診した際に、自己負担しなければならない費用（一部負担金）について、その一部または全額を助成します。

※健康保険等により支給される高額医療費および附加給付金がある場合、その額を控除した額が助成の対象となります。

※健康保険が適用されない予防接種、文書料金、入院の際の食事代や部屋代などは助成の対象となりません。

●対象者：入・通院とも小学校1年生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）まで

●自己負担額 医療、歯科、院内薬局：医療機関ごとに1日につき800円、月1,600円まで

院外薬局：自己負担なし

●助成額：一部負担金の額から自己負担額を差し引いた額。

●支給方法 償還払い：医療機関の窓口で一部負担金を支払っていただき、こども未来課窓口にて備え付けてある福祉医療費支給申請書に必要事項を記入のうえ、領収書を添付してこども未来課窓口、各支所窓口班、または各出張所の窓口へ提出してください。（申請書は一人につき1枚必要です）後日、登録された口座へ振り込まれます。

●手続き：

①認定申請に必要なもの

- ・こどもの氏名が記載されている保険証（国保の場合は不要です）
- ・振込先の通帳（保護者名義のもの）

②保険証の変更や住所、氏名変更等があった場合は届出が必要です。

③医療費の支給申請に必要なもの

- ・領収書

●資格開始日：小学校入学する年度の4月1日または転入日からとなります。

●問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74 - 5831